

○那谷屋正義君 民主党の那谷屋正義でございます。

約十か月ぶりの本委員会への参加と、そして発言の機会をいただきましたことに、まず、委員長さんを始め各委員の皆様の御理解いただきましたことに感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

また、小坂文科大臣におかれましては、先日の本会議での質問に対しても丁寧に御答弁をいただいたわけでありますが、そのとき一つだけ気になったのが、予算委員会等々でのお疲れもあったのかかもしれませんが、非常に文科大臣のいわゆるお顔が非常に、私だけかと思うんですが、ちょっと暗いというか、何か、そんなのを感想を持ったわけでありまして、やはり教育というのは子供たちに夢を与えるということであるならば、やはりいつも心に笑顔を持って、それができれば表面にも表れてくるということが大変いいのかなというふうに思いまして、大変おせっかいかもしれませんが、是非今日もそのような観点でいろいろと御答弁をいただければ有り難いというふうに思います。

今、水岡議員の方からもお話ございましたけれども、いわゆる施設費の交付金化ということ、また耐震化問題についてもいろいろ今ありましたけれども、施設費の交付金化ということで、交付金化するからには市町村にとってメリットがないと意味がないというふうに思うわけでありまして、具体的に市町村にとってどのような点がメリットというふうにお考えなのか、お答えください。

○政府参考人（大島寛君） お答え申し上げます。

まず、交付金化の前に、現行制度について若干問題があるということに触れさせていただきたいと思います。

現行制度は事業単位に補助金が交付されているわけでありまして、このために設置者である地方公共団体内におきまして事業間の経費の流用が不可能でありまして、その結果、効率的な執行が困難だと、こういった指摘が、この問題がこれまで指摘されていたところでございます。

今回の交付金化のメリットといたしましては、一つは、地方公共団体が作成する施設整備計画の範囲内で自由な事業選択が可能になるということ。それからもう一つは、地方公共団体内における事業間の経費流用が可能となりまして、地方の裁量を高め、効率的な執行に資することが挙げられるわけでございます。こういったことによりまして、従来よりも地方公共団体による計画的、効率的な公立学校等の施設整備が進むものと考えております。

○那谷屋正義君 効率的な執行をねらってというお話だったというふうに思います。

今回の交付金化において、文部科学大臣が施設整備基本方針とそれから基本計画を策定

するというふうなことでありますけれども、その内容はどのようなものになっているのか、簡単に御説明いただければと思います。

○政府参考人（大島寛君） 今回の交付金化に伴いまして、まず施設整備基本方針でございますが、これは公立学校等の施設整備を地方公共団体が実施するに当たっての指針を国として示すものでございます。また、施設整備基本計画は、施設整備基本方針に基づいて交付金の交付に関連する事項等について定めたもので、ともに文部科学大臣が作成いたします。これら施設整備基本方針等におきまして、耐震化の目標の設定を求めるなど、まず現下の最大の課題でございます耐震化の推進に重点を置く予定でございます。

○那谷屋正義君 交付金を受けるために地方公共団体が策定する施設整備計画にはどのような内容が記載されることになるのでしょうか。

○政府参考人（大島寛君） 今お尋ねの施設整備計画でございますが、これは文部科学大臣が定める施設整備基本方針等を踏まえて策定されるものでございますが、その計画の実施に当たって交付金の交付を受けようとする地方公共団体が作成することとなります。

この施設整備計画におきましては、主なものを申し上げますと、一つは施設整備計画の目標、それから目標を達成するために必要な事業に関する事項、それから計画期間、こういったものを記載することを予定しているところでございます。

○那谷屋正義君 それでは次に、総務省の方にお尋ねをしたいと思います。

二〇〇二年の二月に消防庁がまとめた報告によりますと、防災拠点となる公共施設の大半、六割を超えるところの公立学校施設、中には耐震化が行われていないという、そういう防災拠点になっているような学校もあるというふうになっています。きちんと現状を把握するべきだというふうに思いますが、このことに関して最新の数字はどうなっているのか、お尋ねをしたいと思います。

また、我が民主党が本院に提出いたしましたいわゆる公立学校施設に係る耐震補強等促進特措法の特徴の一つには、耐震診断の結果、今、水岡委員の方からもお話ありましたが、結果公表等、その公表方式にかかわり、分かりやすい場所に掲示をする義務も課していることにあります。子供たちや住民の命に直結する問題でもありますから、自治体の責務の履行等を促すためにも有用な手段だと自負しているところであります。

総務省が所管する消防庁に期待されている権能からしても、自治体に対する積極的な取組を考えるべきだと考えますが、以上の点について確たる答弁をお願いいたします。

○政府参考人（大石利雄君） 防災拠点としての避難所には、その収容能力、それから住民の避難距離等を考慮して公立学校が多く指定をされているわけでございます。しかし、

その中には、御指摘のように、耐震化されていない施設が多くあるわけでございます。

消防庁の調査では、平成十七年四月一日現在で地方公共団体が所有又は管理する公共施設のうち、防災拠点として指定されている文教施設は約十一万八千棟、そのうち耐震化されているものは約六万五千棟でございます。約五五%ということで必ずしも耐震化は十分進んでいないと、こういうふうに状況を認識しております。消防庁としましては、これら施設の耐震化が十分に進むように地方公共団体に要請をしているところでございます。

具体的には、地方債と交付税を組み合わせた財政支援措置を講ずることによりまして、耐震化の働き掛けをしているところでございます。

それから、御指摘の診断結果の公表につきましては、これらの耐震化を促進することに大いに寄与するものと考えておりますので、関係省庁ともよく連携しながら、地方団体に対する働き掛けをしてまいりたいと思います。

○那谷屋正義君　なかなかパーセンテージの数字が上がっていかないというのは分母がやはり大きいということもあるからというふうに思うわけでありませうけれども、是非これについては急を要する課題ではないかと思っておりますので、各省庁との連携をというお話をいただきましたので、是非よろしくお願いをしたいというふうに思います。

先日の本会議において、小中学校校舎の地震補強工事に係る事業費について、東海地域だけではなく全国的に起債の元利償還費に対する交付税措置を行うべきという趣旨の私の発言に対して、竹中総務大臣は、審議中の地震防災対策特別措置法の改正も踏まえ、私としても適切に対処してまいりたいと、まあ概略的な答弁であったんでありますけれども、述べられました。

この発言の意味するところは、当該法律は全国を対象としているものであり、全国化に向け前向きに御検討いただいていると受け止めてよろしいのでしょうか。お願いいたします。

○政府参考人（瀧野欣彌君）　現在の義務教育に係ります施設整備の地方財政措置につきましては、例えば建て替えなど改築事業につきましては事業費が多額になるということから、地方負担の九割を地方債に充てまして、その元利償還金の三分の二を事業費補正により交付税に算入する。一方、耐震補強等におきましては、事業規模が比較的小さいことから地方負担額の七五%に地方債を充てますが、元利償還金に対する事業費補正はないと、こういう体系になっているところでございます。その中で、御指摘ございましたように、特に東海地域につきましてはこういった中で交付税措置をしていると、こういう体系になってございます。

現在、地震防災対策特別措置法の改正が俎上にのっているわけでございますけれども、我々といたしましては、こういった今回の法律の改正に合わせまして、東海地域以外についてどうかという考え方はもちろん前からあるわけでございますけれども、東海地域の特

別の法律がある中でこういう措置をしていると、こういうことですので、特別措置が制定され、緊急に対策を行う必要があるとされております日本海溝・千島海溝周辺あるいは東南海、南海の各地震防災対策推進地域、こういったものについて拡張できないか検討をしている状況でございます。

○那谷屋正義君 とにかく昨日、先ほどもお話ありましたが、昨日も大分の南部の方で震度五弱の地震があるというような形で、もう本当に日本列島、いつどこで大きな地震が起こってもおかしくない、そういう状況にあるわけでありますので、何としても、特にやはり避難所になっている学校における耐震化というものについては本当に早急に行っていかなければいけないことだというふうに思いますから、是非地防法の趣旨に沿って全国化に向けて前向きに進めていっていただきたいというふうに考えているところであります。

次に、今回の法改正により新たに安全・安心な学校づくり交付金が創設されるわけであります。この交付金に対する起債並びに交付税措置についてお尋ねをいたします。

まず、三月十五日の衆議院の文部科学委員会において、総務省の瀧野財政局長は、交付金化に際し基本的には今までの水準と比較して不利にならないように地方財政措置を講じてまいりたいと答弁されています。この答弁の意味は、交付金で行われる改築事業について、今後とも従前と同様の措置が取られるものと理解をしてよろしいでしょうか。

○政府参考人（瀧野欣彌君） 私の衆議院での答弁についての確認の御質問かと思いますがけれども、基本的には今お述べになったような方向でございます。

小中学校の施設整備に係る交付金につきまして、今回、改築や大規模改造等のメニューを一本化すると、こういう方向でございますけれども、その交付金の算定に当たりましては、基本的に従来の補助金の区分を残したままで現行の補助率を用いるという方向で検討しているというふうに文科省の方から聞いておるところでございます。

したがって、地方財政措置につきましては、衆議院の方でも答弁したとおり、基本的に現在の水準と同等の措置となるように検討していきたいというふうに考えておるわけでございますけれども、ただ技術的な点につきまして、今後その全体が交付金になるものがございますので、補助対象事業という概念はなくなるわけでございます。

したがって、具体的にどのような形でこの事業費を補足するかというようなことについては、更に事務的によくお話をしていきたいというふうに考えております。

○那谷屋正義君 基本的には交付金化したからといって、改築事業について従前よりも後退することはないというふうに理解をしたところでありますが、なおやはり交付金化という問題の中でまだはっきりとしない部分がありますから、それについては今後いろいろと検討されるというお話ですので、是非これも前向きにお願いをしたいというふうに思うところであります。

〔委員長退席、理事北岡秀二君着席〕

交付金は、実態的にはその大半が耐震化対策に使われることとなるというふうに理解をするわけでありましてけれども、今までは改築事業と補強事業では起債元利償還などの地方財政措置の仕組みが違っておりました。学校施設の耐震化の観点からは、交付金全体を改築並みの地方財政措置とするべきというふうに考えるところではありますが、これについて御所見をお願いいたします。

○政府参考人（瀧野欣彌君） 公立文教施設の整備事業のうち、今回創設されます安全・安心な学校づくり交付金の対象となります事業は、公立小中学校の校舎の改築事業、それから耐震補強事業から幼稚園や屋内プールあるいは総合運動公園の整備事業と、非常に多岐にわたることになるわけでございます。これらの交付金の対象事業の中でも、義務教育関係で市町村が実施主体となります基礎的な施設整備事業でございます。かつ、多額の経費が必要となります公立小中学校等の改築事業に限りまして、御指摘のように従来から地方財政措置を講じておるわけでございます。

したがって、現下の厳しい財政状況を勘案いたしますと、やはり今後もこういった考え方を維持していくということをまず優先していくべきかなということございまして、全体に拡充していくということについては慎重であるべきかなというふうに考えております。

〔理事北岡秀二君退席、委員長着席〕

ただ、先ほど申し上げましたとおり、今回の地震防災対策特別措置法の改正に合わせまして、緊急に対策を行う必要がある特定の地域について、こういった改修事業について交付税措置を拡充するということは考えていかなきゃいけないかなというふうに考えているところでございます。

○那谷屋正義君 国民の生命、安全を守る観点から、今、最後の方に言われました観点から交付金全体に対して是非措置を講じていただければ、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

実質的に地方交付税というのが、先ほどからお話ありましたけれども、縮減をされているわけでありましてけれども、公立学校施設に関する地方財政措置は今後とも今までの水準を担保するというふうなことでよろしいのかどうか。そういう理解でよいのかどうか、よろしくお願ひします。

○政府参考人（瀧野欣彌君） 地方団体のいろんな仕事に対しまして、その自治体の事業量に応じまして交付税に元利償還金を算入していくというのが事業費補正ということで位置付けられているわけですが、こういった事業費補正につきましては、従来から地方団体が効果的な事業を選択し、効率的に行っていくという意欲を損なっている面があ

るのじゃないかという別途の面の指摘があるものでございます。こういったことについて、基本方針、骨太の方針等で触れられているわけでございます。

こういった指摘とか、あるいは交付税算定の簡素化を図るべきじゃないかというような特別の観点から、平成十四年度以降、事業費補正の見直しを行ってきておるところでございます。そういった中で一部、特に都道府県の部分のこういった事業費補正についてはできるだけ縮減しようということで、全体としては都道府県の事業費補正については半減をするというような考え方で見直しをしてきておるところでございます。

しかし、そういった中ではございますけれども、特に市町村については、財政状況が大小、規模、様々でございますので、市町村についてこういったことを同じようにすることは慎重でなければいけないというふうに我々考えてございまして、そのところは県に対する財政措置と市町村に対する財政措置を別途区分けして現在対応しているところでございますので、今後とも全体の国庫補助負担金の動向とかあるいは交付税制度の趣旨を踏まえまして、また地方団体の意向も十分お伺いしながら、こういった事業費補正をどういうふうにしていくかということは考えていきたいというふうに考えております。

○那谷屋正義君 今市町村と都道府県とを少し考えてと、分けてというふうなことがございましたけれども、過去に、先ほどから交付金化に伴う懸念される例が幾つか出されているわけですが、補助金の一般財源化に際し創設された臨時高等学校整備事業債に対する交付税措置について、都道府県分が数年で廃止されたというようなこともあったように、交付税措置というのは非常に不安定な仕組みであるというのは総務省自身が一番理解をされているのではないかと思います。したがって、学校施設の耐震化のような喫緊の課題については、国と地方の役割分担の観点から、国が一部を補助し、残りの地方負担分についてはしっかりとした地方財政措置を講じるというのが適切な方法であるというふうに考えます。総務省自治財政局としても受け身の対応ではなく、耐震化の推進に積極的に取り組むべく前向きにお願いをしたいというふうに思います。

子供たちの生命の犠牲の上に成り立った財政再建など何の価値もありません。ところが、小泉政権が強行しようとする財政再建の帳じりとは、到底許されざる人柱の可能性なくしては成立できない論理となっていることに瀧野局長であれば先刻御承知なはずだろうと思えます。地方消費税創設に際しての旧自治省府県税課長時代の瀧野局長の情理を尽くしたタフネゴシエーターぶりは伝説的なものとして世に聞こえてきております。瀧野局長らしい見識等の発揮によって、せめて避難所に指定されている学校施設だけでも東海地域と同様の交付税措置を取り、耐震補強を早期に完了していただきたいと。この決断をしていただければ、地財計画や地財対策を組むに当たっての財務省折衝においては、良識ある国会議員のみならず、国民の大多数が総務省を強力に支持、支援することは疑う余地もないというふうに考えているところでございます。要は総務省、なかんずく瀧野局長の腹構え一つだと、このことを切望するものであります。

以上で総務省に関する質問は終わりますので、どうぞ御退席を。ありがとうございました。

質問に戻ります。

学校施設整備の問題に併せて、義務教育費国庫負担制度についてどうしても明らかにしておきたいことが一つございます。先ほど来からお話が出ておりますけれども、今回三分の一に国庫負担の割合を引き下げることとなって、小坂大臣始め文部科学省がどんなに全額保障の仕組みは整った、いわゆる国庫負担の制度は残ったと繰り返し答弁されていても、これはもう皆さんが述べられているように、死に瀕した交付税というふうなことであります。すなわち交付税自体が縮小されようとしているにもかかわらず交付税依存度が高まるという実態、このような実態において本当に裏負担分がきちんと確保されるかということが今回の法案審議の最大のポイントであります。地方交付税法第二十条の二の規定により、仮に都道府県が勝手に義務教育費を削減するなど本来の行政水準を満たさなくなった場合、地方交付税を減らすことができる旨規定されているわけでありまして。また、文部科学大臣はこれまでも適切に予算措置がなされるよう指導するとの決意を示されております。

ここで改めて明らかにしておきたいわけでありまして、仮に都道府県が裏負担分を抑制しようとし、それによって義務教育水準に支障が生じ得ると判断されるような場合、文部科学大臣として何を根拠に何ができるのか、また、そのような事態に陥らないようどのように取り組もうとしているのか、確たる答弁をお願いいたします。

○政府参考人（銭谷眞美君） 今回の措置によりまして国の負担割合は変更になるわけですが、国と地方の負担によりまして義務教育の教職員給与費の全額を保障する仕組みである義務教育費国庫負担制度は堅持をするということになったわけでございます。

このため、義務標準法、人材確保法、義務教育費国庫負担制度の三つの制度が相まって、義務教育水準の維持向上と機会均等を支える仕組みは今後とも維持されることなどから、大きな支障は生じないものと考えているところでございます。

文部科学省におきましては、必要な教職員給与費を確実に予算措置すること、義務標準法を踏まえた適正な教職員配置を行うことにつきまして、各都道府県に対して周知、指導しているところでございます。この結果、十八年度における各都道府県の必要予算は確保される見込みでございます。

今お尋ねがございましたが、今後仮に必要な予算措置がなされない場合などには、地方教育行政組織法第四十八条などの法令に基づきまして適切に指導等を行い、改善に努めることとなります。

具体的には、各都道府県ごとの教職員給与費に係る予算の措置状況、義務標準法に基づく教職員の標準定数の充足状況、人材確保法に基づく給与の優遇措置の状況などについて把握をした上で、地教行法等に基づく指導を行うということになるかと思っております。

○那谷屋正義君 交付金という性格の中で難しいところではありますけれども、是非今言われた中で指導をしっかりとしていていただくことは必要だろうというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、昨年十月の、「新しい時代の義務教育を創造する」と題された中教審答申が、義務教育の成果は、一地方にとどまらず、国全体にかかわるものという観点から、本来は、義務教育費の全額保障のために、必要な経費の全額を国庫負担とすることが望ましいとまで言い切ったことは、これまでの答申の中でも傑出するものだというふうに私も評価をさせていただいているところであります。つまり、国の負担を更に充実させ、教育主体の市町村や学校が安定した財源の下で教育の実を確実なものにするために、不退転の意思を示されたものというふうに思うわけであります。

しかしながら、その一方で、この中教審答申の中で、こうした優位性を打ち消しかねない夾雑物が散見できるのは一体どういうわけかというふうに思うところもございます。

以下、看過し得ない考え方等について、文科省の理解はどうなっているのか、ただしてまいりたいというふうに思います。

当然それは、私の読み違いであり、理解不足だと得心できる説明、解説をいただくにこしたことはありませんけれども、子供たちのための教育実現へお互いに汗を流す同士の望ましいやり取りになるからでもあるというふうに御理解をいただきたいというふうに思います。

教育行政の仕事は、教育諸条件の整備だというふうに考えております。このうち、基盤的な条件整備は国が行い、地方は上乘せ的条件整備を行うことが基本。その意味で、国庫負担金の一層の拡充を図ると同時に、市町村の裁量拡大に向けた制度改革推進が当面求められることになると思います。

ところが、この答申には、国に要請される教育行政の範囲から逸脱し、かつ、教育の地方自治の理念とは相入れない内容があるのではという疑念を払拭できないでいるところであります。ありていに言えば、国が明確な戦略に基づき目標を設定し、教育の結果を国が責任を持って検証する構造への転換を目指す意図が読み取れなくもないからであります。要は、国が設定した目標、数値目標に従って市町村が実施し、結果の良しあしについて国がチェックするという手法が透かし彫りになっているのではないかという問題であります。

具体的には、学力だけでなく、体力や道徳性の育成なども含めて、地域性や教員の指導方法などとの関係も含めて結果を検証し、それを学校の指導や国の施策の改善に生かすとしているわけであります。これでは国の教育内容への関与強化ではないかというふうに思うわけでありますが、所見をお願いいたします。

○政府参考人（銭谷眞美君） これからの義務教育におきましては、きちんと国が義務教育の目標を設定をし、必要な基盤整備を行った上で教育現場の権限と責任を拡大をする分権改革を進めると、その結果を検証するシステムを国が責任を持って構築する、いわゆる

義務教育システムにおけるP D C Aサイクルの確立ということが必要であると考えております。

その意味するところを少し申し上げたいわけですが、まず、義務教育システム全体のPに当たるプランにつきましては、国は大きな役割を持っていると考えております。学習指導要領など明確な目標を設定をするとともに、義務教育費国庫負担法などによる確実な財源確保、義務標準法などによる教職員配置の適正化など、目標を実現するための基盤整備を行う役割を国は担っていると思っております。言わば国としてのナショナルスタンダードというものを明確にする必要があるかと思っております。

その上に、地方におきましては、特に学校やその設置者である市町村が、その上に立って、今後、その自主性、自律性を高め、様々な創意工夫によりまして、それぞれの地域の伝統や独自の文化を生かしつつ、地域に開かれた学校づくりを進め、地域住民や保護者の信頼と参画を得て特色ある教育活動を展開する、すなわちドゥーの部分を担当ということになろうかと思っております。国のスタンダードに加えて、いわゆるローカルオプティマムの実現を目指すということがあろうかと思っております。

このような地方の自主性、自律性に基づく教育活動に関しましては、その結果についてきちんと検証、チェックを行い、それを踏まえて改善方策、アクションが重要であると思っております。そのためには、学校や市町村が自ら自己点検、自己評価をすることはもちろん必要でございますし、国も全国的な教育水準の維持向上や機会均等を確認する必要から、全国的な調査や学校評価など、教育の結果を検証するシステムを構築することが必要であると思っております。

このように、国と地方が適切に役割分担をしながら義務教育の構造改革を進めることが重要でございます。これを通じまして、義務教育の質の向上を国と地方の協力によりまして果たしていきたいと、このように考えている次第でございます。

○那谷屋正義君 地方の自主性、自律性は大事だということで、国は金も出すが口も出すということではやはり問題ではないかというふうに思いまして、これでは教育主体の市町村や学校の自主性は損なわれてしまうということでもあります。

教育行政の本分は、支援すれども支配せずということ、サポート・バット・ノット・コントロールということだというふうに思いますので、是非その辺をしっかりと御理解いただいた上で、今お話しいただいた国と地方の役割というものについてしっかりとこれから進めていっていただきたいというふうに思います。

戦前は、教育というのは、すべて国家のために奉仕すべきものとされ、教育が国家戦略の中核を担っていたわけでありまして。すなわち、国家にとって有用なものが真理とされ、そうでないものは排除されていた、この不幸な歴史を真実として真正面から受け止める、これが科学的態度だというふうに考えるわけでありまして。

戦後は、教育基本法において、教育の目的を人格の完成と平和的な国家、社会の形成者

の育成と規定し、教育の国家戦略との決別を明確にしています。つまり、教育は国家の計略の手段ではなく、それ自体として存在することになったというふうに思っております。それゆえに国は外的条件である教育諸条件の整備が責務とされた。ところが、戦後の一時期を除いて、国の教育内容への介入が続く一方で教育諸条件の整備は低調であるという、目的と実態の相克、逆転現象は激化するばかりというふうに言えています。

この現状に、この上ない鈍感さでこの答申は「義務教育の質の向上に国家戦略として取り組む必要がある。」とうたっているわけであります。このことをどう受け止めたらよいのかというふうに思うわけであります。義務教育の充実を国は重要課題として取り組む必要があるという意味ならば理解はできます。ただし、それだけではないことは教育の役割を国家戦略と同列で扱う無神経さからしても推して知るべしであろうというふうに思います。

国家戦略と言うからには、相手、他国が存在し、それに勝ち抜くための総合的、長期的な計略として義務教育の質の向上に取り組まねばならないという目的に収められるのではないのでしょうか。私の浅薄な解釈、理解では、そこで目指されているのは、およそ経済の国際競争に勝利するためのもので、その道具立てとして義務教育の質の向上を図るという思考回路になるのではないかと。いつから教育行政は、産業界や経済産業省の下風の立場に自らをおとしめて恬淡とするようになったのか。どうせそこまでへりくだって恥じないのならば、子供たちの心の底にある声にならない悲鳴を受け入れるためにこそ全身全霊で打ち込むべきだと考えているところであります。

国家戦略のための質向上という美名の下で、国際競争力強化に直結する教育内容等がひたすら重視されるようなことがあってはならないと考えております。一人の人間としての人格の完成、地球市民としての知識や知恵、平和的で民主的な人間関係の構築など、義務教育の本来の意義を考えた場合、義務教育を単なる国家戦略と位置付ける発想は義務教育の意義自体を矮小化するものであるというふうに思います。このような発想を前提とする限り、義務教育の真の発展が期待できるはずがありません。大臣の見解をお願いいたします。

○国務大臣（小坂憲次君） まず基本的に、義務教育というのは国家、社会の形成者たる人材の育成に資するものでございますから、極めてそういった意味で重要なものだという認識を持っているわけですが、現代は大変変化の激しい時代でございますし、またそういった意味で混迷の時代とも言われ、また国際化の時代でもございます。

このような時代にありましては、世界的に水準の高い義務教育を実現することは国政の最重要課題であると、このように認識しているわけですが、産業云々というよりも、今日的な、生きる力というものをそれぞれの国家、社会の形成者たる人格完成に向けての教育の中で備えさせていくということが必要だと、このように考えるからでございます。このような最重要課題である義務教育の充実については、国として戦略的に取り組むことが必要であるという意味でこの国家と戦略という言葉が結び付いているわけござい

ます。

今委員が御指摘なさいましたように、私も、これからの人材というのは、やはり持続的な発展、それはすなわち世界、地球といった意味での持続的な自然環境等に配慮した発展というものを築いていかなきゃいけない。そのような視点で、単なる国家的な視点ではなく、国際社会、そして地球的な規模の尺度というものを持ち合わせた人材を育成していかなきゃいけないと、このような認識は持っているわけございまして、そういった意味で、教育の役割というものを決して矮小化するようなつもりではないことを御理解いただきたいと思えます。

○那谷屋正義君 ありがとうございます。

意識は同じだなというふうに思うわけですが、先ほど国語の難しさ、今の子供たちの言葉の云々というような話がありましたが、これは乱れている乱れていないじゃなくて、認識、その言葉一つの認識の違いかなというふうに思いますが、大臣の考え方は一応分かりました。

次に、全国学力テスト問題についてちょっとお尋ねをしたいと思います。

二〇〇三年の、先ほどもお話ありましたが、いわゆるPISAショックが全国学力テスト実施の動機付けになったと私自身は認識しております。やっつけ仕事ではなく、本腰を入れてPISA調査で首位に立ったフィンランドに学ぼうとするのであれば、その成果のより本質にわたる部分へと分け入る必要があったのだと考えます。

具体的には、フィンランドは、欧州では一般的だった習熟度別クラス編成も八五年に完全に廃止されたこと。子供たちは、すべての教育段階でお互いに影響し合い、協同する活動を行う存在であること。この延長線上に、現在この国には学校や子供たちをテストによってランク付けするようなことは一切なく、高校進学に影響する中学校三年の成績以外は成績を付ける明確な基準も設けられていないこと。要するに、テストと序列付けをなくし、発達の視点に立った生徒評価をしているということでもあります。また、教育の地方分権も進められております。九四年に教育の目標や内容の決定権が国から自治体に移され、国の権限は施設整備や教員の給与など条件整備と大まかなカリキュラム策定などに限定されたことなどから、教育が果たすべき真の役割を酌み取るべきではなかったのかと考えているところであります。

普通の構想力があれば、フィンランド教育の対極にあるこの全国学力テストという発想は生まれるはずがなかったのではないかというふうに思うわけですが、学力向上のためには、文部科学省として、まずはフィンランドのこのような取組を分析し、必要な部分は取り入れるよう努めるべきであり、そのような過程も経ずして短絡的に全国学力テストを行うということは問題だというふうに考えますが、見解をお願いいたします。

○政府参考人（銭谷眞美君） フィンランドがPISA調査で好成績を上げているという

ことは私どもも承知をしております、フィンランドの教育事情につきまして私どもなりにいろいろと調査も行っているところでございます。

私どもが理解をしておりますフィンランドの状況としては、例えば、第一に、教員がすべて修士課程修了が要件となっているなど、教員の質が高く、社会からも尊敬をされると。第二に、国が定めるカリキュラムにおきまして、例えばすべての学習の基本である母語、フィンランド語を重視をし、読解力を高めるプロセスや目標を明確にしていること。第三に、読解力を向上させるためのプロジェクトを実施することなどによりまして児童生徒の読書習慣というものが身に付いていること。第四に、教員一人当たりの児童生徒数が少ないこと等々が指摘をされるかと思っております。こういった点は私どもにおきましても参考にすべき点であろうかと思っております。

フィンランドの例のように、教員の質の向上や子供の学習基盤の確立など、国が目標設定や基盤整備を行うということは重要でございまして、我が国においても、現在、教職大学院制度の創設等教員養成制度の充実、言葉や体験を重視した学習指導要領の見直し、朝の読書など読書活動の推進、学校図書館の充実などについて努力を行っているところでございます。

先ほども申し上げましたけれども、現在、我が国におきまして進めておりますこの義務教育改革、義務教育の構造改革におきましては、国が目標設定や基盤整備を行うことに加えまして、教育の実施面では、できる限り教育現場の権限と責任を拡大する分権改革を進めるとともに、全国的な学力調査の実施や学校評価システムの構築など、教育の結果を検証するシステムを国が責任を持って構築するというところで今進めているわけでございます。

全国的な学力調査は目標設定や基盤整備を行った上できちんと結果の検証を行うために実施をするものでございまして、その実施は私どもは必要であると、こう考えている次第でございます。

○那谷屋正義君 全国学力テストの実施について、文科省の意図というか考え方は一応分かりましたけれども、しかし、これは、その有する弊害から過去にも取りやめた経緯があるということは周知の事実であるというふうに思います。すなわち、悉皆で行う全国学力調査には常に間違った成績主義が世にはびこるきっかけを与えるという懸念が付きまわっているわけでありまして。これは過去も今も何ら変わらないことではないでしょうか。

学力調査は地方でもう既に進みつつあるところがあります。事の良しあしは別として、文科省としてはそのような取組を支援すれば済むはずであるというふうに思うわけでありまして。

国主導による全国学力テストを悉皆で行うということは是非見直すべきだと考えますが、大臣の見解をよろしく願います。

○国務大臣（小坂憲次君） 御指摘のように、都道府県等が独自に実施している学力調査

というものもあるわけでございますし、また、地域の特色や工夫を生かしつつ、全国的な学力調査とは異なった視点に立って実施されることを私どもも期待をしているわけでございます。

私どもが行おうとしている全国的な学力調査につきましては、国として全国的に児童生徒の学習到達度を把握、検証いたしまして、一定水準以上の教育を確保するということ、また各教育委員会及び学校に対して広い視野で教育指導の改善充実を図るための機会を提供するということ、また対象学年の全児童生徒において調査を実施したいということで、この悉皆調査ということをさせていただくことにしたわけでございます。

この本学力調査を通じまして、各地域において自らの位置付けを知り、そして教育の成果と課題についての正しい認識を持って自己評価を行い、そして教育指導の改善充実を図るとともに、その基盤の上で各地域が自主性、自律性を持って特色ある教育活動を行うことが重要であると考えている、そのことからこのような体制を取らせていただくことでございます。

○那谷屋正義君 前にもこうした質問がこの委員会で行われたということを記憶しておりますけれども、やはり全国悉皆でということになりますと、本当に注意を要する部分があるのではないかとこのように思いますし、先ほどその公表の仕方ですとか様々なことについて検討中だということにございましたけれども、今私が懸念をして質問させていただいた部分について十分なお答えをいただければ、やはりこの部分についてどうしても承服しかねる部分があるということを申し伝えさせていただきたいと思っております。

最後、時間がもうありませんので、一つだけ格差問題について御質問をします。

先般の本会議質問でも触れましたけれども、小泉改革で顕在化する経済格差の痛みは学びの場にも暗い影を投げ掛けている。民主党がその実証的分析にほかならないと位置付ける就学援助受給者の急伸傾向を指し示す資料は、教育行政を担うにふさわしい文科省の努力のたまものではないかというふうに思っているところであります。

今、義務教育の崩壊につながりかねない負の連鎖を最小の段階で防ぐ意味でも、この文科省作成資料から読み取らねばならない課題は決して少なくないわけでありまして。にもかかわらず、宝の持ち腐れとすることに、何の痛痒も感じないかのような姿勢をして、その無用論がはびこる土壌となっていることに、もうそろそろ文科省は気が付くべきではないかと思うわけでありまして。

ともあれ文科省は、このトレンドは、市町村のきめ細やかな配慮による柔軟な認可要件の設定や権利者意識の高まりなどもあり、必ずしも所得格差拡大を実証するデータにはなり得ないと、小泉政権の失政を糊塗する役割に躍起であります。

他方、当の自治体関係者の多くはこれらのファクターの作用を認めるとしながらも、生活苦等が大きな要因になっていることは否定できないというふうに逆に明快であります。笑って済ますことが許されるものではありません。この差を埋める取組こそが、国民の、

教育主体の学校関係者の、何より学びの場の主人公である子供たちの信頼をつなぐためにも文科省が果たさなければならない最低限の責務ではないかというふうに思います。

私自身、就学援助受給者の急伸傾向は国民所得における格差問題とは決して無関係ではないというふうに考えます。文科省として、就学援助受給者の実態についてどのように分析し、これを基に子供たちの就学環境の整備等にどのように取り組もうとされているのか、改めて確たる答弁をお願いいたします。

○委員長（中島啓雄君） 銭谷局長、簡潔に。

○政府参考人（銭谷眞美君） 就学援助に関しましては、文部科学省としても、実施者でございます各市町村に対しまして状況を調査をいたしてございます。まだ集計途中ではございますけれども、経済状況の変化、母子、父子家庭の増加、就学援助制度が知られるようになった、就学援助を受ける保護者の意識が変化してきたなど様々な回答を今いただいて、それを分析をしているところでございます。

私ども、保護者の経済的な諸条件にかかわらず義務教育を均等に受けられるようにすることは極めて重要な課題だと思っておりますので、こういった結果、調査の分析、さらには各市町村における認定基準についても併せて今調査をしておりますので、その状況等も含めて、今後とも今申し上げました義務教育の機会均等というものがしっかりと図れるように努めてまいりたいと思っております。

○那谷屋正義君 ありがとうございます。